

定 款

社団法人 国際商事法研究所

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** 本所は、社団法人国際商事法研究所  
(THE JAPANESE INSTITUTE OF  
INTERNATIONAL BUSINESS LAW,  
INC.) と称する。

### (事務所)

**第2条** 本所は、事務所を東京都中央区に置く。

### (目的)

**第3条** 本所は、日本経済の国際的発展に寄与  
するため、商事に関する国際的法律問題  
(以下「国際商事法務」という)の実証的な調  
査・研究を通じて経済秩序の健全性確保に資  
することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 本所は、前条の目的を達成するため、次  
の事業を行う。

- (1) 国際商事法務に関する実証的な調査  
・研究
- (2) 国際商事法務に関する内外の文献資  
料の収集
- (3) 国際商事法務に関する研究会・講演  
会の開催および機関誌その他の図書  
の刊行
- (4) 国際商事法務に関する知識の向上を  
図るため人材の養成および専門家の  
国際的交流
- (5) その他、前条の目的達成のために必  
要な事業

## 第2章 会員

### (会費)

**第5条** 本所の会員は、理事会において定めると  
ころにより、会費を納めなければならない。

### (会員の特典)

**第6条** 会員は、本所が刊行する機関誌その他  
の資料の配付を受け、本所の開催する研究

会その他の会合に出席することができるほ  
か、本所に備え置かれた文献資料を閲覧利  
用することができる。

### (会員資格の取得)

**第7条** 本所に入会しようとする者は、別に定める  
入会申込書を提出し、理事会の承認を受け  
なければならない。

### (会員資格の喪失)

**第8条** 会員は、次の事由によってその資格を失  
う。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

### (退会手続)

**第9条** 退会しようとする会員は、理事長に退会  
届を提出しなければならない。

### (除名)

**第10条** 会員が、下記の各号の一に該当すると  
きは、理事会の議決を経て、理事長が除名  
することができる。

- (1) 会員としての義務に違反したとき
- (2) 本所の名誉を傷つけ、又は本所の目的  
に反する行為をしたとき

## 第3章 役員

### (役員)

**第11条** 本所に次の役員を置く。

理事	5名以上10名以内
内 理事長	1名
常務理事	1名以上
監事	1名以上

### (選任)

**第12条** 理事及び監事は、総会で選任する。

2. 理事長および常務理事は、理事会で互  
選する。

### (役員職務)

**第13条** 理事長は、本所を代表し、会務を総理  
する。

2. 常務理事は、理事長を補佐して会務を

掌理する。

3. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事が、あらかじめ理事長が指定した順序で、理事長の職務を代行する。

4. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

#### (任期)

**第14条** 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期と同一とする。

3. 辞任又は任期満了により退任した役員は、その後任者の就任するまでなおその職務を行う。

#### (報酬)

**第15条** 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の役員の報酬については、理事会の議決を経て理事長が定める。

#### (顧問)

**第16条** 本所に、特別顧問、顧問各若干名を置くことができる。

2. 特別顧問、顧問は、学識経験者および本所の事業活動における功績者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3. 特別顧問、顧問は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し事業運営上必要と認める事項について助言する。

#### (評議員)

**第17条** 本所に評議員若干名を置くことができる。

2. 評議員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3. 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は事業の運営につき理事長に対し助言する。

#### (事務局)

**第18条** 本所の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長1名および職員を置く。

3. 事務局長は、常務理事が兼ねることができる。

## 第4章 会議

#### (総会)

**第19条** 総会は、通常総会および臨時総会とする。

通常総会は、毎年1回、会計年度終了後60日以内に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、必要に応じ、随時開催する。

#### (招集手続)

**第20条** 総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議に討議すべき事項、日時および場所の記載した書面をもって通知する。

#### (総会に付議すべき事項)

**第21条** この事項は、通常総会に付議してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 財産目録および貸借対照表
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

#### (定足数)

**第22条** 総会は、本定款に別段の定ある場合を除くほか、会員総数の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2. 総会の議事は、法律又はこの定款に別段の定がある場合を除くほか、出席者の過半数で決するものとする。

3. 総会の議長は、理事長がこれに当る。

(議事録)

**第23条** 総会の議事については、議事録を作成し、議長および出席した役員が署名するものとする。

(理事会)

**第24条** 理事会は、理事をもって組織し、業務執行について決議する。

2. 理事会は、随時、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3. この定款に別段の定がある場合を除くほか、理事会の議事は、出席理事の過半数で決定する。
4. 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。
5. 理事会の議長は、理事長がこれに当る。
6. 第23条の規定は、理事会の議事についてこれを準用する。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

**第25条** 本所の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(事業計画の編成)

**第26条** 本所の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前理事長が編成し、理事会の議決および総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、当該事業年度開始前に総会の承認を受けることを要しない。

この場合においては、当該事業年度の開始の日から2月以内に総会の承認を得るものとする。

2. 前項ただし書の場合にあつては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3. 第1項の規定による総会の承認を得た事業計画および収支予算は、当該事業年度開始後3月以内に法務大臣に届け出なければならない。

4. 事業計画および収支予算の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、総会の承認を受けて法務大臣に届け出なければならない。

(収支決算の報告等)

**第27条** 理事長は、会計年度終了後収支決算を作成し、その年度末現在の財産目録、貸借対照表ならびにその年度における事業の状況、処務の概要、財産増減の事由および会員の異動状況の報告書とともに監事の意見をつけて、理事会および総会の承認を受け、法務大臣に報告しなければならない。

2. 本所の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その全部もしくは一部を翌年度に繰越し、または積立金として積立てるものとする。

(事業年度)

**第28条** 本所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

**第29条** この定款の変更は、総会において会員総数の2分の1以上の同意を得、かつ法務大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

**第30条** 本所の解散は、総会において、会員総数の2分の1以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

**第31条** 本所の解散に伴う残余財産は、総会の同意を得、かつ法務大臣の許可を受けて、本所の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

**第7章 補 則**

(細 則)

**第32条** この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て定める。

設立許可 昭和 47 年 6 月 21 日  
変更認可 平成 3 年 7 月 17 日  
変更認可 平成 18 年 7 月 25 日  
変更認可 平成 19 年 6 月 4 日  
変更認可 平成 20 年 6 月 10 日  
変更認可 平成 21 年 5 月 28 日